

(仮称)「箕面市ふれあい安心名簿条例」の制定に向けて、

再度、意見募集と市民説明会を実施します

～ さらに、より利用しやすい、より良い条例(案)をめざして ～

平成21年(2009年)11月20日

箕面市が進めている(仮称)「箕面市ふれあい安心名簿条例」の制定に向けた意見募集の結果、13人から延べ43項目の意見が寄せられ、市民説明会には延べ59人の参加、41項目の意見がありました。

その中では、条例を積極的に使っていくためにも、内容や説明資料に対する要望や意見が多く出されました。

市では、これらの要望、意見等を踏まえ、より利用しやすい良いものにするため、さらに検討を加えた条例(案)と併せて、分かりやすい資料を作成し、再度、平成22年1月4日(月)から30日(土)まで意見募集と市内4か所での市民説明会を開催し、より丁寧な説明と更なる市民のご理解を進めていきます。

これに伴い、条例(案)の議会提出は、平成22年2月定例会になる予定です。

箕面市が進めている(仮称)「箕面市ふれあい安心名簿条例」の制定に向けた意見募集と市民説明会の中で、いただいた要望や意見等を踏まえ、さらに、より利用しやすい、より良い条例(案)をめざし、より丁寧な説明を進めていくため、再度、意見募集と市民説明会を実施します。

【1 再度、意見募集と市民説明会を実施する理由】

条例を積極的に利用・活用するため、さらに内容の検討や説明資料を求める要望や意見を多くいただきました。

より具体的な名簿に係る作成手続きや管理方法等について、質問や意見がありました。また、条例の内容や趣旨そのものを誤解されている質問や意見も見受けられました。

これら、いただいた要望や意見等を踏まえ、条例(案)を再考するとともに、内容のより分かりやすい資料やマニュアル等を作成し、再度、検討を加えた条例(案)の意見募集を行い、改めて内容の詳細を説明し更にご理解いただくよう進めます。

～パブリックコメント(意見募集)と市民説明会に寄せられた意見等の概要～

自治会では個人情報に対する意識が各人で異なるため、情報収集が制約されるので、市が条例でルールを作ってお墨付きをくれたら、安心して名簿が作成できる

名簿条例や個人情報保護法の趣旨・目的や内容についての理解を促す努力が必要である

個人情報保護の行き過ぎを実感するので条例趣旨は分かるが、名簿の苦情対応に関する説明を詳しく行う必要がある

名簿管理者の役割や責任についての具体的な説明が無く、負担感・抵抗感がある
この条例によって地域団体が強制的に名簿の個人情報を収集できると誤解してしまった人がいる

【2 実施した、パブリックコメントと市民説明会の内容】

パブリックコメント

- ・意見等の提出期間 平成21年10月5日(月曜日)から10月30日(金曜日)まで
- ・意見等の提出者数、項目数 13人、43項目

市民説明会の実施結果

- 1)平成21年10月20日(火曜日) 箕面市立東生涯学習センター 参加者:16人
- 2)平成21年10月23日(金曜日) とどろみの森学園 参加者:5人
- 3)平成21年10月24日(土曜日) 箕面市立西南公民館 参加者:17人
- 4)平成21年10月27日(火曜日) 箕面市立中央生涯学習センター 参加者:21人
いずれも、午後7時30分から 延べ:59人
意見等の項目数 41項目

【3 再度、実施する、パブリックコメントと市民説明会開催の予定】

パブリックコメント

意見書の募集期間 平成22年1月4日(月曜日)～1月30日(土曜日)

条例(案)の閲覧場所等

- 1)市ホームページ
- 2)市役所(総務課・行政資料コーナー)
- 3 豊川・止々呂美支所
- 4)中央・東生涯学習センター、西南公民館
- 5)みのお市民活動センター

市民説明会の開催日程

- 1)平成22年1月15日(金曜日) とどろみの森学園
- 2)平成22年1月16日(土曜日) 箕面市立西南公民館
- 3)平成22年1月19日(火曜日) 箕面市立中央生涯学習センター
- 4)平成22年1月21日(木曜日) 箕面市立東生涯学習センター

【4 条例の議会提出】

平成22年2月定例会の予定

問い合わせ先
総務部総務課
TEL 072-723-2121(代表)
(内線:3898)
FAX 072-723-2096

パブリックコメント手続実施要項

素案の名称	(仮称)ふれあい安心名簿条例(案)【2回目の意見募集】
パブリックコメント手続実施の目的	自治会やPTAなど、さまざまな地域団体の活動の活性化や災害その他緊急時の連絡において、必要かつ有用な名簿を安心して作成、利用できるための、手続等を定める条例の制定を進めており、平成21年10月にパブリックコメント(意見募集)を行いました。 その意見を反映し条例案を再考しましたので、改めまして広く市民のみなさまの声を聴くため、パブリックコメントを実施します。
実施部署名	総務部 総務課
(問い合わせ先)	総務課 総務G 担当:川瀬、辻本 (電話:072-724-6706 ファクス:072-723-2096)
公表内容	(仮称)ふれあい安心名簿条例(案)
素案の閲覧方法と閲覧場所	(1)市ホームページ (2)総務部 総務課 (箕面市役所 本館2階 206番窓口) (3)行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 15番窓口) (4)箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5)中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南公民館 (6)みのお市民活動センター (2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで (5)～(6)は、各施設の開館日、開館時間中
意見等の提出期間	平成22年(2010年)1月4日から1月30日まで (郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1)閲覧場所の窓口への提出 (2)郵便による送付 〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所総務部総務課 (3)ファクスによる送付 (ファクス:072-723-2096) (4)電子メールによる送付 (Email:soumu@maple.city.minoh.lg.jp) 閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。(自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意見等を提出できるかた	(1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体

<p>意見等を提出する際の 必要記載事項</p>	<p>意見を提出しようとする素案の名称 氏名及び住所：上記の「意見を提出できるかた」のうち (2)から(4)に該当するかたにあつては、名称及び所在地 (6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局の所在地 上記の「意見を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
<p>提出された意見等及び 市の考え方の公表方法</p>	<p>お寄せいただいた意見等については、類似のものを集約した上で、その意見に対する市の考え方と対応を含めて、上記「素案の閲覧方法と閲覧場所」と同様の方法・場所で公表します。 (公表時期は11月を予定しています) 意見提出者への個別回答はいたしませんので、ご了承ください。 今回いただいた際に収集した個人情報については、他の目的に利用することはありません。</p>
<p>備 考</p>	